

令和2年6月17日
地域教育課

地域学校協働本部事業への移行について

1 経緯

平成27年12月に中央教育審議会答申において、これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、地域と学校がパートナーとして連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現を図ることが必要と示された。

平成29年3月には社会教育法が改正され、地域住民等と学校との連携・協働体制の整備に必要な措置を講ずることとされた。

国・都においては、法改正を受け学校支援地域本部から地域学校協働本部へ事業の名称変更がなされている。

本区においては、令和元年度に学校支援地域本部の全校設置が完了しており、令和2年度から地域学校協働本部へ移行した。

2 概要

従来の学校支援地域本部等を基盤として、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制として整備。具体的には地域住民等による学習支援、環境整備、安全指導等の活動を行う。

3 従来からの変更点

- (1) コーディネーターを地域学校協働活動推進員として、社会教育法及び区要綱に基づき教育委員会より委嘱する。呼称は従来どおりコーディネーターとする。
- (2) 地域と学校が連携・協働した運営体制の構築に向け、各校に主任コーディネーターおよび連絡会を設置する。

4 根拠法令

- ・社会教育法第5条第2項
- ・江東区地域学校協働本部事業実施要綱

5 開始日

令和2年4月1日

江東区地域学校協働本部事業について

これまでも学校支援地域本部をはじめとして、地域・保護者の方々により、多様な学校支援の取り組みが行われてきました。これらをベースに地域学校協働本部は、江東区の教育がめざす「子どもたちがのびのびと育ち、責任感と未来を担う力をもつ人に成長すること」の実現のために学校と地域がみんなで活動を進める体制です。

みんなで協働して子どもの成長を支える体制（チーム）へと発展させるために、各校のコーディネーターを軸としながら運営するしくみづくりをすすめます。

学校支援地域本部



地域学校協働本部

なぜ地域学校協働本部なのか？

これまで	これから
団体ごとで活動している	みんなで助け合いながら活動する
団体の問題は団体内で解決する	団体の問題はみんなで解決する
団体ごとの達成感	みんなで達成感を共有する

⇒ 個別プレーからチームプレーへの発展！

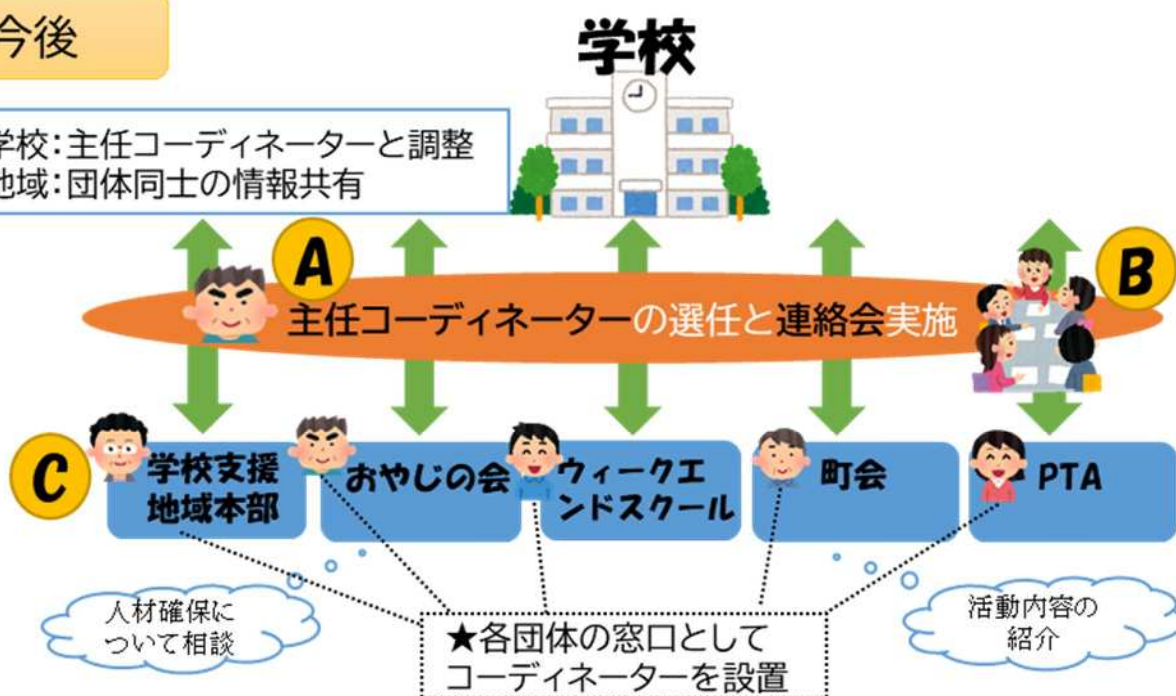
地域学校協働本部設置に向けた取り組み(イメージ)

チーム学校の実現へ！

現状 学校：団体と個別に調整
地域：団体ごとに活動

今後

学校：主任コーディネーターと調整
地域：団体同士の情報共有



A 主任コーディネーター —地域学校協働本部のチームリーダー—

役割 本部運営のリーダー役として、学校とすり合わせを行い、運営体制作りを行う。

業務 各団体の情報共有のための連絡会のとりまとめを行う。

<各校に1名／コーディネーターの中から選任>

B 連絡会 —地域と学校で情報共有—

内容 各団体の情報共有のために設置する。団体内の悩みや人材確保の連携等について話し合い、解決を図る。

構成 各団体のリーダー（コーディネーターや、ウィークエンドスクール（WES）、PTA、町会など。）

実施 開催時期・回数は、評議員会等の集まりを活用し、参加者の負担にならない形で設定する。

C コーディネーター(地域学校協働活動推進員) —団体や個人をつなぎ、まとめる調整役—

役割 協働活動の実質的な運営を担う地域人材。コーディネーターは、こどもたちや学校の状況・ニーズ把握を頻繁に行い、学校のよき理解者であるとともに、地域の実情をよく知っていることが求められる。

業務 学校、地域の実情に応じた協働活動の**企画立案**をはじめ、学校や関係団体・ボランティアとの**連絡・調整等**を行う。各団体及び活動ごとに置く。<人数制限なし>

今後へ向けて

連絡会による情報共有により、団体間の連携が図られたのちに、各団体が目標を共有しながら協働活動を実施する体制（チーム）になることを目指します。

